

学校いじめ防止基本方針

令和6年4月

金沢市立紫錦台中学校

はじめに

いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、国や地域、学校において様々な取組が行われてきた。

しかしながら、未だ、いじめを背景として、生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

このような中、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とした「いじめ防止対策推進法」が平成25年6月28日に公布され、同年9月28日に施行された。

さらに、同年10月11日には、法第11条第1項の規定に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定された。

金沢市では、「子どもの幸せと健やかな成長を図るために社会の役割に関する条例」（金沢子ども条例）を制定しており、子どもの人格を尊重し、子どもが憲法や子どもの権利条約に規定されている様々な権利を有していることを認識して、自ら考え判断し行動する力や、健やかで思いやりの心などを持つ子どもを市民みんなで育てていくことを目指してきた。

金沢市教育委員会では、いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであるとの認識の下、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を学校教育全体を通じて生徒一人一人に徹底するよう指導してきた。さらに、平成18年度には関係機関との連携によるいじめの問題への対応に資する「いじめ対策サポートチーム」を、平成25年度にはいじめ等の生徒指導の諸問題について、学校への指導・助言を行う「生徒指導支援室」を設置し、学校におけるいじめの防止等の取組を支援してきた。

このたび、平成29年3月16日「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定に伴い、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、いじめの問題への対応について、さらなる充実を図るため、平成29年12月に改定した「金沢市いじめ防止基本方針」を見直しており、本校においても、本年度の本校における「学校いじめ防止基本方針」を見直し、改定した。

目 次

| | |
|--------------------------------------|----|
| 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 | 1 |
| 1 学校いじめ防止基本方針策定の目的 | 1 |
| 2 いじめの定義 | 1 |
| 3 いじめの理解 | 2 |
| (1) いじめの基本的な考え方 | 2 |
| (2) 犯罪につながるいじめ | 3 |
| (3) インターネットを通じて行われるいじめの特徴 | 3 |
| 4 いじめの防止等に関する基本的な考え方 | 4 |
| (1) いじめの未然防止 | 4 |
| (2) いじめの早期発見 | 4 |
| (3) いじめへの対処 | 4 |
| (4) 学校・家庭・地域との連携 | 4 |
| (5) 関係機関との連携 | 4 |
| (6) いじめが「解消している」状態 | 5 |
| ① いじめに係る行為が止んでいること | |
| ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと | |
| 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項 | 5 |
| (1) 学校いじめ防止基本方針の策定 | 5 |
| (2) いじめ問題対策チーム設置（常設） | 6 |
| ① 目的 | |
| ② 構成 | |
| ③ 役割 | |
| (3) いじめの防止等の取組の基本的な考え方 | 7 |
| ① いじめの未然防止 | |
| ② いじめの早期発見 | |
| ③ いじめへの対処 | |
| (4) いじめの防止等の具体的な取組 | 10 |
| ① 授業改善に関わる取組 | |
| ② 道徳教育や人権教育等の充実 | |
| ③ 自己有用感や自己肯定感を育む取組 | |
| ④ 児童会や生徒会の取組 | |

| | |
|------------------------------------|------------|
| ⑤ 情報モラル教育の充実 | |
| ⑥ アンケートや教育相談 | |
| ⑦ 校内研修の実施 | |
| ⑧ 家庭や地域との連携 | |
| ⑨ 年間指導計画の作成と評価 | |
| | |
| 3 重大事態への対処 | 1 3 |
| (1) 重大事態の発生と報告 | 1 3 |
| ① 重大事態の意味 | |
| ② 重大事態の報告 | |
| (2) 学校又は教育委員会による調査 | 1 3 |
| ① 調査の趣旨及び調査主体 | |
| ② 調査を行うための組織 | |
| ③ 事実関係を明確にするための調査の実施 | |
| ④ その他留意事項 | |
| (3) 調査結果の提供及び報告 | 1 5 |
| ① いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供 | |
| ② 調査結果の報告 | |
| (4) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置 | 1 6 |
| ① 再調査 | |
| ② 再調査の結果を踏まえた措置等 | |
| | |
| 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項 | 1 7 |
| 1 学校いじめ防止基本方針の策定状況の確認と公表 | 1 7 |
| | |
| 3 主な相談機関の案内 | 1 7 |

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 学校いじめ防止基本方針策定の目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。全ての生徒が安心して学校生活を送り、健やかに成長するためには、学校、家庭、地域その他関係機関が連携して、いじめの防止及び解決を図らなければならない。

学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、生徒の尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法第12条（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に基づき、いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国的基本方針」という。）やいじめの重大事態の調査に関するガイドライン（以下「重大事態ガイドライン」という。）を参照して、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめの態様】

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

（「国的基本方針」 文部科学省）

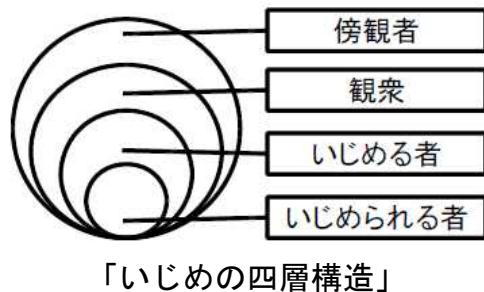
【本基本方針で使用する用語の略称について】

- ・「法」 …いじめ防止対策推進法
- ・「国的基本方針」 …いじめの防止等のための基本的な方針（平成29年3月14日改定）
- ・「重大事態ガイドライン」 …いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月策定）
- ・「金沢市基本方針」 …金沢市いじめ防止基本方針
- ・「学校基本方針」 …学校いじめ防止基本方針
- ・「連絡協議会」 …金沢市いじめ問題対策連絡協議会
- ・「対策委員会」 …金沢市いじめ防止等対策委員会
- ・「教育委員会」 …金沢市教育委員会
- ・「生徒指導支援室」 …金沢市教育委員会学校指導課生徒指導支援室
- ・「学校教育センター」 …金沢市教育プラザ学校教育センター

3 いじめの理解

(1) いじめの基本的な考え方

- ・いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。
- ・嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」に関しては、多くの生徒がいじめられる側、いじめる側を入れ替わりながら経験するものである。
- ・「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうるものである。
- ・いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」として、はやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたりする「傍観者」の存在によって成り立っているものである。また、学



級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)も深く影響している。

- ・いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるものである。例えば、けんかやふざけ合いであっても生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断して対応し、場合によっては「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

【いじめは笑いに隠される】

- ・いじめられる生徒は、自分がいじめられているという事実を認めたくないと思い、いじめという行為を「冗談」や「遊び」に転化させたいという気持ちが働き、ひどいことをされても軽微に見せかけようしたり、笑ったりして、「自分は大丈夫だ」「心配ない」ということを、周囲や自分自身に示そうすることがある。
- ・このことが、いじめ行為を維持・悪化させることにもなり、教師によるいじめ発見を難しくさせることがあるだけでなく、いじめる生徒から「あれは遊びだった」「あいつも喜んでいた」という逃げ口上を生むことになる。

(「いじめを見逃さない学校づくり」 H24.10 石川県教育委員会)

(2) 犯罪につながるいじめ

「いじめ」という言葉で、その行為が「犯罪」に該当することを見えてくくしている場合があり、生徒に対していじめの行為の中に犯罪に該当する行為があることを指導する必要がある。

【学校において生じる可能性がある犯罪行為等について（事例）】

- ・同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする→【暴行】（刑法第208条）
- ・顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる→【傷害】（刑法第204条）
- ・プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする
→【暴行】（刑法第208条）
- ・断れば危害を加えると脅し、汚物を口にいれさせる
→【強要】（刑法第223条）
- ・断れば危害を加えると脅し、性器を触る→【強制わいせつ】（刑法第176条）
- ・断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる→【恐喝】（刑法第249条）
- ・教科書等の所持品を盗む→【窃盜】（刑法第235条）
- ・自転車を故意に破損させる→【器物損壊】（刑法第261条）
- ・学校に来たら危害を加えると脅す→【脅迫】（刑法第222条）
- ・校内や地域の壁や掲示板に実名を挙げて、「万引きをしていた」、「気持ち悪い」、「うざい」などと悪口を書く→【名誉毀損、侮辱】（刑法第230条、231条）
- ・学校に来たら危害を加えると脅すメールを送る→【脅迫】（刑法第222条）
- ・特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名を挙げて「万引きをしていた」、「気持ち悪い」、「うざい」などと悪口を書く
→【名誉毀損、侮辱】（刑法第230条、231条）
- ・携帯電話で生徒の性器の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する→【児童ポルノ提供等】（児童買春・児童ポルノ禁止法第7条）

（「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」H25.5.16 文部科学省）

(3) インターネットを通じて行われるいじめの特徴

インターネット上でのメールやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）^{*1}等を利用したいじめは、次のような理由から、特に大人の目に触れにくく、より一層発見が難しい。

- ・匿名性の高さから、不特定多数の者によって安易に誹謗・中傷等の書き込みが行われる。
- ・情報のやり取りが容易に速くできるため、いじめが思わぬ速さで深刻化する。
- ・画像や動画の所持・加工・拡散といった二次的な被害が生じやすく削除が困難である。
- ・パスワードをかけた仲間内で発生していることがある。 等

インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることから、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うことが必要である。

*1 「ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）」…参加者が互いに友人を紹介し合って、新たな友人関係を広げることを目的に設けられたインターネット上のサイトのこと。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全生徒を対象として未然防止の取組を行うことが、最も合理的かつ有効な対策である。そのため、ささいな行為がいじめにつながらないような潤いに満ちた土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの視点を持って、早い段階から複数の教職員での的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談電話窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭や地域と連携して生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図ることが必要である。

(4) 学校・家庭・地域との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域との連携が必要である。例えば、学校がPTAや地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することが必要である。また、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題に対し、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局の人権擁護機関等）との適切な連携を図るため、日頃より情報共有体制を構築しておくことが必要である。

(6) いじめが「解消している」状態

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続することとする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ問題対策チームの判断により、より長期の期間を設定する。教職員で、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることとする。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。いじめ問題対策チームにおいて、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、全教職員で、当該いじめの被害生徒及び加害生徒を、日常的に注意深く観察する。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、法第13条に基づき、国の基本方針と金沢市基本方針を参照して、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)として定めるものとする。その内容としては、例えば、いじめの防止のための取組、早期発見・事案対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等などを具体的に定めたり、これらに関する年間計画（学校いじめ防止プログラム等）を定めたりすることが考えられる。また、学校基本方針は、学校ホームページへの掲載その他により、入学時・各年度の開始時に生徒や保護者等に対して、説明・周知するものとする。

(2) いじめ問題対策チームの設置（常設）

学校は、法第22条に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的かつ組織的に行うため、中核となる「いじめ問題対策チーム」を置く。

① 目的

いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行うことや、いじめの早期発見・事案対処に向けて、平時からいじめの問題に備え、いじめの発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。また、必要に応じて、学校基本方針が適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直し（P D C Aサイクルの実行）を行うこととする。

② 構成

校長をトップに、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、特別支援コーディネーター、学年主任、養護教諭とし、これ以外に専門的知識を有するスクールカウンセラーを加え構成する。

また、必要に応じて学級担任や教科担任等が加わるものとする。校務分掌においては、従来の生徒指導部会等からは独立し、委員会（部会）扱いとして組織図に位置付ける。

※いじめ問題対策チームを「常設する」とは、

会合の定期的開催を増やすということではなく、日常的にいじめに関する情報が教職員間で交換・共有されている状態を指す。

そのために、校長等管理職に教職員や生徒の声が届く仕組みを整え、教職員全員がいじめの問題について正しい理解や鋭い感覚をもち、常にいじめの問題に係る情報を一人で抱え込むことなく組織的に共有し、即応できる体制を維持すること。

③ 役割

- ・未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・個別面談や相談の受け入れ及びその集約（情報収集・共有化等）
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約（事実関係の把握・組織的判断等）
- ・発見されたいじめ事案への対応（情報の集約と記録・共有化等）
- ・重大事態への対応

(3) いじめの防止等の取組の基本的な考え方

① いじめの未然防止

未然防止の基本は、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり・集団づくり・学校づくりを行っていくことである。

ア いじめを許さない雰囲気づくり

全校集会や学級活動（ホームルーム活動）などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していくことが大切である。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりする。特に、教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行った生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒を容認するものにほかならず、いじめを受けた生徒を孤立させ、いじめを深刻化させるので、指導の在り方には細心の注意を払う。

イ 分かる授業づくりの推進

生徒が学校で過ごす中で一番長い時間は授業であり、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスの要因とならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進めていくことが大切である。

また、「自分でみんなで考える金沢型学習スタイル」（平成27年12月 金沢市教育委員会）及び「ICT版金沢型学習スタイル」（令和3年3月 金沢市教育委員会）を参考に、授業改善を推進することが必要である。

ウ 障害のある生徒等への支援

- ・発達障害を含む、障害のある生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- ・海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒は、言語や文化の差等から、いじめが行われることのないよう外国人生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため、LGBT等について、教職員への正しい理解の促進や、学校の必要な対

応について周知する。

- ・東日本大震災等により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒（以下「被災生徒」という。）については、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- ・新型コロナウイルス感染症等の罹患者や濃厚接触者を対象とした差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などが起きることのないよう、生徒に対して指導するとともに、保護者に対しても理解を求める。
- ・上記の生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

エ　自己有用感^{※4}や自己肯定感^{※5}の涵養

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、「認められている」、「満たされている」という思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、「他者の役に立っている」と感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

※4 「自己有用感」…他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚のこと。

※5 「自己肯定感」…「ありのままの自分でいいんだ」など、自分の存在や価値を肯定する感覚や感情のこと。

オ　生徒が自らいじめを学ぶ機会の設定

生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めるために、自らが学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

②　いじめの早期発見

早期発見の基本は、生徒のささいな変化に気付き、気付いた情報を確実に共有し、そして、情報に基づき速やかに対応することである。生徒の変化に気付かずにはいじめを見過ごしたり、せっかく気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければならない。

ア　アンケート調査や教育相談の実施

全ての学校は、定期的なアンケート調査（月末アンケート）や定期的な教育相談を年間計画に基づき実施し、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。ただし、アンケートはあくまで手法の一つであり、本当のことを書けなかったり、実施した後にいじめが起きたりする場合があることに留意しなければならない。

イ　教師と生徒の信頼関係の構築

いじめの訴えや発見は、教師と生徒の信頼関係の上で初めてありうることをまえ、日常的な人間関係づくりが必要である。休み時間や放課後等での会話や声かけ、生活ノート（とびうめ日和）等での交流を通して、信頼関係を構築し、交友関係や悩みを把握するよう努める。

なお、生徒から教職員に相談があった場合、後で話を聞くと言って対応しないなど、その思いを裏切ったり踏みにじったりしないよう、十分注意する。

ウ 家庭や地域との連携

保護者アンケートや保護者懇談等を通して、家庭との連携を図るとともに、日頃から、校区の公民館や見守り隊、スクールモニター等とも連携を密に行い、生徒が健やかに成長するよう学校と家庭、地域が一体となって見守ることができるように支援していく。

エ 教職員間の情報共有

いじめについて集まった情報については、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、学校全体で組織的に共有する。

③ いじめへの対処

いじめを発見したり通報を受けたりした場合には、特定の教職員で抱え込まず、迅速かつ組織的に対応する。いじめを受けた生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめを行った生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

ア 組織的な指導体制の確立

学校は、「いじめ問題対策チーム」を組織する。発見・通報を受けた教職員は直ちにその行為を止めるとともに「いじめ問題対策チーム」に情報を報告・共有した後、組織的に対応する。このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

イ 関係機関との連携

学校がいじめを認知した際、校長は、責任を持って教育委員会に報告する。

学校や教育委員会が、いじめを行う生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けている生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はたまらうこ

となく所轄警察署と相談して対処する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

ウ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、学校は直ちに削除するための措置をとる。速やかに削除することが難しい場合には、教育委員会に連絡し、地方法務局や警察等の関係機関と連携して対応する。また、生徒が悩みを抱え込まないよう、インターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関を周知するとともに、学校の教育活動全体を通して、情報モラル教育の充実を図る。

(4) いじめの防止等の具体的な取組

学校は、いじめの防止等に向けて、以下の①～⑨について、具体的な取組を行うこととする。

① 授業改善に関する取組

「日々の学校生活の改善から未然防止は始まる」という観点から、積極的に授業改善を行う。その際、「自分でみんなで考える金沢型学習スタイル」（平成27年12月 金沢市教育委員会）及び「ICT版金沢型学習スタイル」（令和3年3月 金沢市教育委員会）を参考にし、焦点化した取組を教職員が共通実践する。

② 道徳教育や人権教育等の充実

人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、お互いの人格を尊重する態度を養うよう、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育等の充実を図る。

③ 自己有用感や自己肯定感を育む取組

学校行事や体験活動を通して、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、生徒自らが主体的に取り組む中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできるよう意識的に活動を工夫する。

④ 生徒会の取組

生徒会が中心となり、生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組をする。

⑤ 情報モラル教育の充実

情報発信による人・社会への影響や、ネットワーク上のルール・マナーを守ることの意味について考えさせるなど、情報モラル教育を生徒の発達の段階に応じ

て体系的に推進する。また、携帯電話・インターネット等の利用の問題に関しては、家庭との連携を図り、適切に指導を行う。

⑥ アンケートや教育相談

年間で10回月末アンケートを行い、定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握・早期発見に努める。

⑦ 校内研修の実施

全ての教職員が共通認識をもって対応するため、少なくとも年に複数回（年度当初及び1学期中に自殺予防教育を含めて実施）、年間計画に位置付け、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

⑧ 家庭や地域との連携

学校基本方針の策定後、生徒や保護者・地域に対して、その主旨や理解しておいてもらいたい点について説明する。また、学校のホームページでも公表する。

その他、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

⑨ 年間指導計画の作成と評価

上記①～⑧について、年間指導計画を作成するとともに、一定期間が終了した際には、その期間の取組について検証する。また、学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価し、その改善を図る。

⑨ 年間指導計画表

| 月 | 学校行事等 | いじめの防止等に関する取組 | | | | | | |
|----|-----------|-------------------------|--------------------------|--------------------|-------------------------|----------------------|-----------------------------------|-------------------------------------|
| | | ①授業改善に関する取組 | ②道徳教育や人権教育等の充実 | ③自己有用感や自己肯定感を育む取組 | ④生徒会の取組 | ⑤情報モラル教育の充実 | ⑥アンケートや教育相談 | ⑦校内研修の実施 |
| 4 | 始業式・入学式遠足 | 重点の確認 1学期の取組の共通理解 | 重点項目の確認 道徳の年間指導計画表の配付 | 特別活動の全体計画・年間計画の確認 | スローガン作成 | 情報モラル教育年間指導計画の確認 | 月末アンケート | 職員会議(学校いじめ防止基本方針の周知) 校内研修会(教育相談) |
| 5 | PTA総会 | 学習規律強化週間 | | | いじめ撲滅キャンペーン | | 月末アンケート WEB-QU | 校内研修会(QU) |
| 6 | | | | | ネットトラブル防止講演会 | 月末アンケート | | |
| 7 | 合唱祭終業式 | 取組の分析・改善点の明確化 | 道徳の時間の実施状況の確認 | 合唱祭の充実・活動のふりかえり | | ピュアキッズスクール防犯教室 | 学校生活・保護者アンケート、金沢市「携帯電話」アンケート、個人懇談 | 校内研修会(自殺予防) 校内研修会(QU) |
| 8 | 始業式 | 2学期の取組の共通理解 | | | | | 月末アンケート | |
| 9 | 運動会 | 学習規律強化週間 | | 運動会の充実・活動のふりかえり | | | 月末アンケート | 学校評議員会 |
| 10 | 飛梅祭 | | | 小中合同校区清掃活動 | 前期ふりかえり スローガン作成 | | 金沢市いじめアンケート WEBQU 月末アンケート | |
| 11 | 飛梅祭 | 相互授業参観 | | 飛梅祭の充実・活動のふりかえり | | | WEBQUアンケート 月末アンケート | 校内研修会(QU) |
| 12 | 終業式 | 3学期の取組の共通理解 | 道徳の時間の実施状況の確認 | | | 防犯教室 | 学校生活・保護者アンケート、個人懇談 | 保護者懇談 |
| 1 | 始業式 | 学習規律強化週間 | | | | | | 職員会議(各種調査結果の分析) |
| 2 | 新入生説明会 | 相互授業参観 取組の分析・改善点の明確化 | 道徳教育の全体計画・年間指導計画の見直し | 特別活動の全体計画・年間計画の見直し | | 情報モラル教育の年間指導計画の見直し | 迷惑調査・教育相談 | アンケート分析結果の提示 スクールフォーラム |
| 3 | 卒業式終業式 | 次年度の重点の確認 | 次年度の重点項目の確認 | | 後期ふりかえり | | アンケートの見直し | 校内研修会(次年度の取組) |
| 通年 | | 生徒指導の機能を生かした授業改善 | 年間指導計画に基づく道徳の時間の実施 | 生徒会の委員会活動の充実 | 月目標を意識した委員会活動 あいさつ運動 | 年間指導計画に基づく情報モラル教育の実施 | 毎月「月末アンケート」を実施する | 学校だより 保護者への連絡 |

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と報告

① 重大事態の意味

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（法第28条第1項第1号）

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（法第28条第1項第2号）

- 「相当の期間」の目安は年間30日
- 一定期間連続して欠席しているような場合は、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手

※生徒や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

② 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。

(2) 学校又は教育委員会による調査

いじめの重大事態については、国の基本方針及び重大事態ガイドラインを踏まえ、適切に対応する。

① 調査の趣旨及び調査主体

ア 調査の主旨

重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資する。

イ 調査主体の判断

重大事態が発生した場合、教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。教育委員会の指導の下、学校が主体となって調査を行うが、以下のような場合には、教育委員会が主体となって調査を行う。

- ・従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合
- ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

② 調査を行うための組織

ア 学校が調査主体となる場合

いじめ問題対策チームが調査に当たる。また、いじめ問題対策チームを母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

イ 教育委員会が調査主体となる場合

対策委員会を招集し、調査に当たる。また、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えることもできる。

③ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

この調査は、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

学校や教育委員会自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。学校又は教育委員会は、対策委員会等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

ア いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。その際、いじめを受けた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめを受けた生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をすることが必要である。

イ いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取するとともに、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(自殺の背景調査における留意事項)

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過の検証や再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査の在り方については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月 生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

④ その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

また、重大事態が発生した場合、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒・保護者・地域にも不安や動搖が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校及び教育委員会は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーの配慮に留意する必要がある。

(3) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。

これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の生徒のプライバシー保護や関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合において、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

② 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合、学校は、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて教育委員会に送付し、教育委員会は市長に提出する。

(4) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

① 再調査

上記②の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を行う。

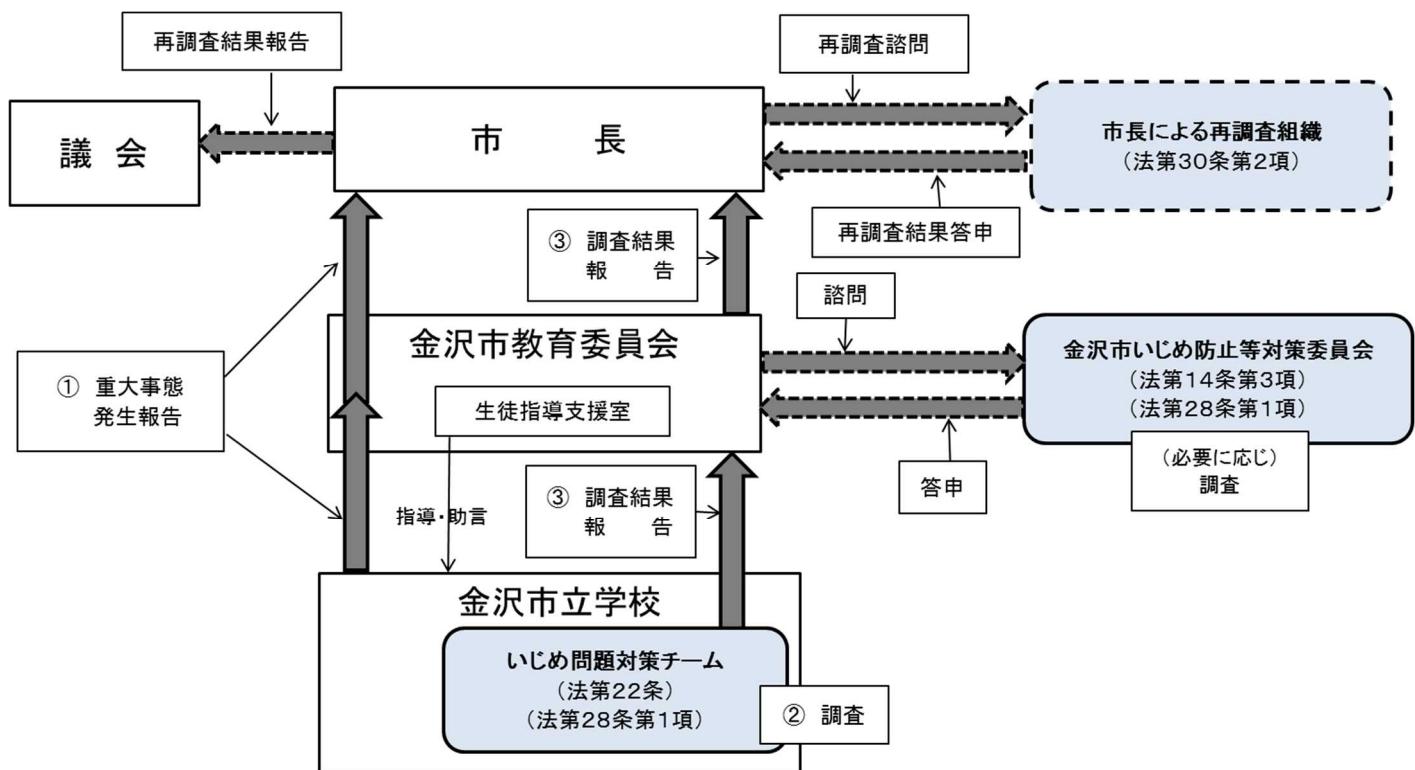
再調査についても、学校又は教育委員会による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、市長と協議の上、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、指導主事や学校教育センターの専門家の派遣による重点的な支援、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等の人的支援を行う。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。内容については、個々の事案に応じ適切に設定するとともに、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

【重大事態対応図】



第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 学校いじめ防止基本方針の策定状況の確認と公表

教育委員会は、市立小・中・高等学校における学校基本方針について、それぞれの策定状況を確認し、公表する。

2 主な相談機関の案内

| 相談機関 | 電話番号 | 受付時間 |
|-------------------------|--------------|----------------------------------|
| 金沢市教育プラザ こども専用相談ダイヤル | 0120-92-8349 | 月～金 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00 |
| 金沢市教育プラザ いじめ電話相談 | 076-243-1019 | 月～金 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00 |
| 金沢市教育プラザ 電話相談 | 076-243-0874 | 月～金 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00 |

| | | |
|--|--|---|
| 金沢市教育プラザこども相談センター (金沢市児童相談所) ・虐待通報 ・児童相談所全国共通ダイヤル (厚生労働省) | 076-243-4158 076-243-8348 189 | 月～金 9:00～17:45 24時間受付 |
| 石川県教育委員会 24時間子供 SOS 相談テレホン | 076-298-1699 | 24時間受付 |
| (全国共通) 24時間子供 SOS ダイヤル | 0120-0-78310 | 24時間受付 |
| 石川県こころの健康センター（相談課） こころの相談ダイヤル | 076-238-5750 076-237-2700 | 月～金 8:30～17:15 24時間受付 |
| 石川県家庭教育電話相談 | 076-263-1188 | 月～土 9:00～13:00 |
| 金沢地方法務局 子どもの人権110番（法務省） みんなの人権110番 (インターネット人権相談窓口) ※SOSミニレター（無料）eメール | 0120-007-110 0570-003-110 (メール相談可) | 月～金 8:30～17:15 24時間受付 |
| 金沢少年鑑別所内 小立野青少年相談室 (金沢法務少年センター) | 076-222-4542 | 月～金 9:00～16:00 |
| 石川県警少年サポートセンター いじめ110番 ヤングテレホン | 0120-61-7867 0120-497-556 | 24時間受付 月～金 9:00～17:45 |
| 金沢こころの電話 | 076-222-7556 | 月～水 18:00～21:00 木・金 18:00～23:00 土 15:00～23:00 日 9:00～23:00 【祝・振替】 月～水 9:00～21:00 木～土 9:00～23:00 |
| チャイルドラインいしかわ | 0120-99-7777 | 毎日 16:00～21:00 |